

住民票と印鑑登録証明書

コンビニ交付サービスを開始します

問 住民生活課住民係 (3)(4)番窓口 TEL 64-1102



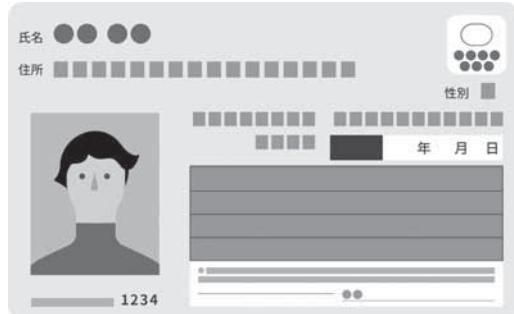
12月1日(金)から、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等で、住民票の写し・印鑑登録証明書が取得できるサービスを開始します。

利用できる時間 6時30分から23時まで(各店舗の営業時間内に限ります)

※年末年始(12月29日から翌年1月3日)、保守点検日(不定期)は利用できません。

利用できる方

- 湯浅町に住民登録をしていて、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの15歳以上の方
- ※利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。利用者証明用電子証明書の有効期限が切れた方や暗証番号を忘れた方は、役場窓口まで再発行や暗証番号の再設定にお越しください。



取得できる証明書

- ※手数料は各1通300円です。
- 住民票の写し(本人または同一世帯員のもの及び同一世帯全員の記載されたもの)
 - 印鑑登録証明書

利用方法

- 店舗に設置されているマルチコピー機の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを選択
- マイナンバーカードをセットし、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力
- 必要な証明書と必要事項を選択し、手数料を投入
- 証明書が発行されます



← 詳しい利用方法は[こちら](#)

利用できる店舗は[こちら](#)→



地震災害時の安全な避難のために! ブロック塀等耐震対策事業

補助率1/2
補助額は
最大10万円



ブロック塀等の撤去と改善に要する
工事費及び工事に伴う諸経費が対象

ご自宅や持ち家のブロック塀等の改修をご希望の方は、まずはご連絡ください。

問 総務課地域防災係 (16)番窓口 TEL 64-1108